

7 文宗務第 5 8 号
令和 7 年 5 月 1 5 日

各都道府県
宗教法人事務主管部長 殿

文化庁宗務課長
山 田 泰 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

令和 4 年 6 月 1 7 日、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布され、また、同日公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号。以下「改正法」という。）によって、宗教法人法の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

ついては、改正法の施行について、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛て通知しましたので、貴職におかれても所轄宗教法人に対する周知方よろしく取り計らい願います。

（本件担当）
文化庁宗務課法規係
電話：03－5253－4111（内線 2854）
E-mail：syuumu@mext.go.jp